

2 1 あおもり未来チャレンジ助成金交付要領

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人2 1 あおもり産業総合支援センター（以下「センター」という。）が本県の産業振興と地域活性化を促進するため、創業する者又は中小企業者等が行う経営革新等の事業に対し助成金を交付する2 1 あおもり未来チャレンジ助成事業（以下「助成事業」という。）の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 事業内容及び助成基準

(助成事業の内容及び基準)

第2条 センターは、次に定めるところに従って、助成事業を行う者（以下「助成事業者」という。）に対して、毎年度における予算の範囲内において、助成金を交付するものとする。

(1) 助成事業対象者

助成事業の対象者は、次に掲げる者とする。なお、同一事業者は、通算2回まで助成事業の採択を受けることができるものとする。

- ①県内において創業する者又は県内に事業所を有する中小企業者
- ②県内のNPO法人、農事組合法人等
- ③上記①、②のいずれかと農林漁業者の連携体

(2) 定義

前号の中小企業者、NPO法人、農事組合法人等、農林漁業者の定義は、次のとおりとする。

- ①中小企業者 以下アからオのいずれかに該当するものをいう。

ア 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（イからオまでに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

イ 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業（オに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ウ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業（オに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

エ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業（オに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

オ 資本金の額又は出資の総額が別表で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに別表で定める数以下の会社及び個人であって、別表で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

- カ 企業組合
- キ 協業組合
- ク 事業協同組合

②NPO法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2号に規定する特定非営利活動法人をいう。

③農事組合法人等 農業協同組合法（昭和22年11月法律第132号）第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人及び水産業協同組合法（昭和23年12月法律第242号）第2条で規定する水産加工業協同組合をいう。

④農林漁業者 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第2条に規定する農林漁業者で県内の農林漁業者をいう。

(3) 助成事業の内容

助成事業は、「創業又は経営の革新を行うために必要なものであって、新商品・新技術・新役務の開発及び販路開拓を行う事業」とする。

(4) 助成対象経費

助成対象経費は、助成事業を実施するために必要な経費のうち、次に掲げるものとする。

- ①講師又は外部専門家に対する謝金
- ②講師又は外部専門家に対する旅費
- ③会議費、会場借上料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、集計・分析費、調査費、広告宣伝費、翻訳料、原稿料、職員旅費、受講料、消耗品費、機器借上料、借損料等の事業経費
- ④原材料費
- ⑤機械装置・工具器具備品費（汎用機器は除く。）
- ⑥外注加工費
- ⑦研究開発費
- ⑧委託費（その事業の全てを委託するものを除く。）

ただし、各助成対象経費は、次の条件を全て満たすものでなければならない。

- ・使用目的が助成事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ・交付決定日以降、助成事業期間内の契約・発注により発生した経費
- ・証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費

(5) 助成事業の採択基準

助成事業は、次に掲げる基準を総合的に勘案し、充足性の高いものから予算の範囲内で採択するものとする。なお、同一事業者が同一又は類似内容で本制度以外の国、地方自治体、センター等の補助事業や委託事業等へ併願している場合は採択しないこととする。

- ①新規性が認められること。
- ②助成事業の実施の確度や事業化の熟度が高いこと。
- ③助成事業の助成事業期間内にある事業者が新たに申請する場合においては、当該実施中の助成事業の成果の検証を十分行っていること。
- ④助成事業の実施により事業成果の目標の達成が見込まれる等、本県の産業振興と地域活性化の効

果が高いこと。

(6) 事業成果の目標

事業成果の目標は次のとおりとする。

①創業者

助成後3年以内に事業化することを目標とする。

②中小企業者、農林漁業者、NPO法人、農事組合法人等

助成後3年目の付加価値額又は一人当たりの付加価値額の伸び率が3%以上であることを目標とする。

(7) 助成期間

一つの事業計画において、原則として2ケ年を限度とする。

(8) 助成率

助成率は、次のとおりとする。

①中小企業者、NPO法人、農事組合法人等、中小企業者等と農林漁業者の連携体 1/2以内

②上記のうち、青森県の推進する戦略等に基づく重点推進分野に関する以下の事業 2/3以内

ア エネルギー関連産業

イ 農工ベストミックス型産業

ウ 医療・健康福祉関連産業

エ 次世代環境自動車関連産業

オ 知的財産を活用した企業経営に取り組む事業

カ 外貨獲得に向け、輸出をはじめとした海外ビジネス展開を図る事業

キ 観光客等交流人口の増加に伴う経済効果の県内への波及に資すると認められる事業

(9) 成限度額

一の事業に対する助成限度額は、3,000千円とする。

第3章 助成事業の採択、交付決定及び助成金の交付等

(事業計画書の提出)

第3条 助成金の交付を受けようとする者（以下「助成申請者」という。）は、21あおもり未来チャレンジ助成金事業計画書（別紙1号様式）を別に定める期日までに、センターに提出しなければならないものとする。

(助成事業の採択)

第4条 センターは、前条の事業計画書の提出があった場合は、当該計画書の内容を事前に審査し、必要に応じて実地調査等を行った上で、別に定める有識者から構成される21あおもり未来チャレンジ助成事業審査委員会（以下、「審査委員会」という。）に諮る案件を決定するものとする。

2 審査委員会は、前項において決定された案件について審査を行い、助成金を交付することが適当であると認める事業を採択するものとする。

3 センターは、前項において採択された事業の助成申請者に対して助成事業採択決定通知書（別紙2号様式）により通知するものとする。

(助成事業の採択決定の条件)

第5条 センターは、採択決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは、助成申請者に対して条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第6条 助成申請者は、助成事業の採択決定の通知を受けた後、助成事業の採択決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から20日以内にセンターに対し、書面をもって申し出なければならない。

(助成金の交付決定通知)

第7条 採択決定の通知を受けた助成事業者は、別に定める期日までに助成金交付申請書(別紙3号様式)をセンターに提出しなければならない。

2 センターは交付申請書の提出を受けた後、助成事業者に対し、交付決定通知書(別紙4号様式)により通知する。

(計画変更の承認等)

第8条 助成事業者は、事業計画書に記載された事業の内容又は経費の配分を変更しようとするとき若しくは助成事業の全部又は一部を中止・廃止しようとするときは、あらかじめ事業計画変更等承認申請書(別紙5号様式)をセンターに提出して、その承認を受けなければならない。ただし、次に定める軽微な変更については、この限りではない。

① 助成目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部を変更する場合。

② 助成事業の経費の配分

2号様式の2「助成事業収支計画」(2)支出の部の1～8の各経費区分相互間において、いずれか低い方の20%以内の変更をしようとする場合。

2 センターは、前項の承認をする場合において、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、新たな条件を付することができるものとする。

(事故の報告)

第9条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書(別紙6号様式)をセンターに提出し、その指示に従わなければならない。

(助成事業の遂行)

第10条 助成事業者は、助成事業の実施に当たっては助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって遂行しなければならない。

(状況報告)

第11条 助成事業者は、助成事業の遂行及び収支の状況について、センターが必要と認めて指示したと

きは、遅滞なく、事業遂行状況報告書（別紙7号様式）をセンターに提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 助成事業者は、次のいずれかに該当したときは、その日から起算して30日以内又は事業年度終了後の4月5日のいずれか早い時期までに、事業実績報告書（別紙8号様式）をセンターに提出しなければならない。

- （1）単年度事業の場合 助成事業が完了したとき
- （2）2カ年事業の場合 助成事業の初年度末日を迎えたとき及び助成事業が完了したとき
- （3）その他 助成事業の全部の中止又は廃止の承認を受けたとき

（助成金の額の確定）

第13条 センターは、前条の報告を受けた場合において、当該報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、助成事業の実施結果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、助成金の額を確定し、助成金確定通知書（別紙9号様式）により助成事業者に対して通知するものとする。

（助成金の交付）

第14条 センターは、前条による助成金の額の確定後、助成事業者から助成金請求書（別紙10号様式）の提出を受けて、助成金を交付するものとする。

（助成金の交付決定の取消し）

- 第15条 センターは、助成事業者が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。
- 2 センターは、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、助成金の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。
 - 3 センターは、前項の助成金の返還を命じたときは、その命令に係る助成金の交付の日から納付の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付させることができる。
 - 4 助成金の返還期限は、返還を命じた日から20日以内とし、センターは、期限内に納付されなかったときは、納期の日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納に係る金額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

第4章 その他

（財産の処分の制限等）

第16条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加したセンターが定める財産（以下「取得財産等」という。）をセンターの承認を受けずに助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし又は担保の用に供してはならない。

- 2 センターは、当該取得財産等が助成事業の完了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合は、その日）

の属する年度の終了後5年間を経過している場合を除き、助成事業が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(助成金の経理等)

第17条 助成事業者は、助成金に係る経理について、他の経理と明確に区分して経理するものとし、すべての証拠書類を整備し、かつ、助成事業の完了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合は、その日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(立入検査等)

第18条 センターは、助成事業の適正を期すために必要があると認めるときは、助成事業者に対して助成事業の実施状況について報告させ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(事業成果に係る評価)

第19条 助成事業者は、助成事業完了後3年間、毎年度第2条第1項第6号に掲げる事業成果の目標に対して評価を行い、翌年度の4月30日までにセンターに提出するものとする。

(その他必要な事項)

第20条 センターは、この要領に定めるもののほか、助成事業の円滑かつ適正な運営を確保するために必要な事項を別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成30年5月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年9月7日から施行する。ただし、施行日前に採択した助成事業については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和元年9月20日から施行する。ただし、施行日前に採択した助成事業については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和2年10月12日から施行する。ただし、施行日前に採択した助成事業については、なお従前の例による。

別表

	業 種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
1	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円	900人
2	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
3	旅館業	5千万円	200人